参考資料３

未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会

調査報告書
＜最終提言＞

令和７年１２月

茨　城　県　議　会

目　　次

○　調査報告（最終提言）にあたって ····· 1

○　調査方針及び調査経過　····· 2

○　新たな茨城づくりに向けた諸方策の在り方（提言）

新たな県総合計画策定における基本的な考え方 ····· 5

重点的に取り組むべき事項
Ⅰ　計画策定全般に関する事項　····· 6

Ⅱ　「挑戦する県庁」への変革 ····· 7
1　挑戦できる体制づくり
2　未来志向の財政運営

Ⅲ　新しい豊かさ ····· １０
1　産業政策全般
2　成長分野の企業誘致と産業人材の確保
3　農林水産業の成長産業化と担い手づくり
4　インバウンドの取込み

Ⅳ　新しい安心安全 ····· １４
1　医師確保や医療提供体制の整備
2　地域コミュニティの活性化
3　健康づくり
4　空き家活用の促進

Ⅴ　新しい人財育成 ····· １８
1　学校教育の充実
2　少子化対策
3　外国人材の活躍促進

Ⅵ　新しい夢・希望 …………………………………………… ２１
　１　県産品の輸出促進
　２　若者の呼び込み
　３　ＤＸの推進
　４　地域への愛着の醸成、住宅確保への支援

○　おわりに　…………………………………………… ２３

○　参考資料
　調査に当たった委員　…………………………………… ２５
　活動経過　…………………………………………… ２６

調査報告（最終提言）にあたって

最近の世界情勢を見ると、アメリカの関税措置をめぐり、世界経済の不透明感の拡大や国際社会の分断の加速を懸念する声が広がっている。国内においては、物価高が依然として家計や事業経営に影響を及ぼしており、また、急激な人口減少による人手不足の影響が、社会の様々な場面で顕在化するなど、大きく変容する時代の転換点に直面している。

県政の課題については様々なものがあるが、最も深刻で根本的な課題は、やはり人口減少への対応である。2024 年 10 月１日時点の人口推計によると、本県の日本人人口は前年と比べ２万８千人減と、2002 年から 23 年連続でマイナスとなっている。

いかにして、加速する本県の人口減少を少しでも緩和させていくかは、本県の将来を占う上で極めて重要な問題である。

かつてないこの難局を乗り越え、県勢の発展を遂げるためには、これまでの発想を大きく変え、変化に対応して将来を見据えた明確なビジョンを打ち出し、効果的な施策を実行していくことが不可欠である。

このような中、本調査特別委員会は、令和８年度を初年度とする新たな県総合計画の策定に当たり、今後特に求められる事項についてのメルクマールとするとともに、未来に向けた新たな茨城を作っていくため、「新たな茨城づくりに向けた諸方策の在り方」について調査・検討を行うことを使命として設置された。

これまで、短期間で県政全般にわたる課題について集中的に審議を行うため、第２次茨城県総合計画の構成を踏まえ、「「挑戦する県庁」への変革」、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の５本の柱を軸とし、その中で、本県の重要課題である人口減少対策としての側面が大きいものを「重点項目」に設定し、精力的に審議を進めてきた。

執行部からは、各調査項目に係る現状と課題、今後の方向性について詳細な説明をいただいたほか、大学教授や医師、企業の代表者など各分野の第一線で活躍する有識者から、貴重な御意見をいただいたところである。

今般、本委員会の調査報告（最終提言）として、これまでの審議を通じてとりまとめた内容を、茨城県議会基本条例第 25 条第２項に基づき提言するものである。新たな県総合計画の策定に当たっては、本政策提言の趣旨を十分に尊重するとともに、政策・施策はもとより予算や組織体制などに適宜的確に反映し、効果ある施策を速やかに実施されたい。

調査方針及び調査経過

１　調査方針

本委員会の設置経緯などを踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

（１）調査目的

終わりの見えない人口減少や物価高騰など、私たちを取り巻く社会情勢は一段と厳しさを増しており、県民が将来に希望を持てる、県政の新たな骨格を示すことがこれまで以上に求められている。

このような中、県政運営の指針となる県総合計画の計画期間が令和７年度をもって終了することから、令和８年度を初年度とする新たな総合計画の策定が必要となっている。

そこで、茨城県議会基本条例第 25 条の趣旨を踏まえ、次期県総合計画の策定に当たり、今後特に求められる事項を議会として明確に打ち出すため、「新たな茨城づくりに向けた諸方策の在り方」について調査・検討を行う。

（２）調査項目

①　「挑戦する県庁」への変革
②　新しい豊かさ
③　新しい安心安全
④　新しい人財育成
⑤　新しい夢・希望

（３）調査期間

調査期間は、令和８年３月までの概ね 11 か月とし、令和７年第４回定例会の会期中に調査報告（最終提言）を行い、令和８年第１回定例会までに調査報告（最終提言）に対する県総合計画案の対応状況について調査結果を報告する。

２　調査経過

本委員会は、令和７年３月 24 日の第１回定例会で設置され、５月 14 日の第１回委員会において調査方針を決定して以降、10 回にわたり委員会を開催し、調査・検討を進めてきた。

第１回委員会では、関東学院大学法学部客員教授の廣川聡美氏をお招きし、「行財政運営の高度化に向けて」について御意見をいただいた。
また、執行部から「「挑戦する県庁」への変革」について説明を聴取し、議論を行った。

第２回委員会では、アグベル株式会社代表取締役の丸山桂佑氏、トラベルボイス株式会社代表取締役社長の鶴本浩司氏をお招きし、それぞれ「生産者で終わらない、経営者としての農業」、「茨城県×観光　いま起きていること、これから起きること」について御意見をいただいた。
また、執行部から「新しい豊かさ」について説明を聴取し、議論を行った。

第３回委員会では、筑波大学附属病院病院長の平松祐司氏をお招きし、「茨城県の地域医療の現状と課題」について御意見をいただいた。
また、執行部から「新しい安心安全」のうち、「医師確保や医療提供体制の整備」について説明を聴取し、議論を行った。

第４回委員会では、順天堂大学大学院医学研究科公衆衛生学教授の山岸良匡氏、特定非営利活動法人ソワンアンドソワレ理事長の中島沙都美氏をお招きし、それぞれ「茨城県における生活習慣病予防の現状と論点」、「地域コミュニティが掘り起こすひとりひとりの可能性」について御意見をいただいた。
また、執行部から「新しい安心安全」のうち、「健康づくり」、「地域コミュニティの活性化」について説明を聴取し、議論を行った。

第５回委員会では、独立行政法人教職員支援機構理事長の荒瀬克己氏と、関彰商事株式会社執行役員ビジネストランスフォーメーション部部長兼海外事業統括副部長の坪山則夫氏、海外事業統括事業推進課課長の荒木清俊氏、海外事業統括事業推進課のサンテタク氏、デジタルトランスフォーメーション部Ｒ＆Ｄセンターのカーティケヤシン氏をお招きし、それぞれ「これからの社会を生きるために必要な力を養うには」、「茨城県における外国人材の採用に関する現状と課題」について御意見をいただいた。
また、執行部から、「新しい人財育成」について説明を聴取し、議論を行った。

第６回委員会では、株式会社 Coelacanth 代表取締役の佐藤穂奈美氏、国土交通省大臣官房参事官（イノベーション担当）の信太啓貴氏をお招きし、それぞれ「地域か

ら価値をつくる新しいまちづくり～関係人口からコミュニティデザインまで～」、「i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化に向けて～」について御意見をいただいた。

また、執行部から、「新しい夢・希望」について説明を聴取し、議論を行うとともに、執行部から県総合計画の2024年度分の政策・施策の進捗状況について説明を聴取し、議論を行った。

現地調査では、栃木県議会を訪問し、「栃木県議会次期プラン検討会」及び「フードバレーとちぎ推進協議会」の取組等について説明を聴取した。

また、交通未来都市うつのみやオープンスクエアを訪問し、宇都宮ＬＲＴの概要について説明を聴取したほか、ＬＲＴの宇都宮駅東口～平石停留所間を乗車した。

第７回委員会では、それまでの調査・検討状況を踏まえ、調査報告（中間提言）案について検討を行った。

第８回委員会では、第７回委員会の検討結果を踏まえ、調査報告（中間提言）の取りまとめを行った。また、県執行部が提言の趣旨を尊重して真摯に受け止め、新たな県総合計画の策定に当たるとともに、予算や組織体制などに適宜的確に反映し、効果ある施策が速やかに実施されるよう、令和７年第３回定例会で調査報告（中間提言）を行った。

第９回委員会では、新たな県総合計画案の検討状況について執行部から説明を聴取するとともに、調査報告（最終提言）案について検討を行った。

その後も精力的に調査・検討を進め、12月に開催した第10回委員会において、本委員会の調査報告（最終提言）を取りまとめた。

新たな茨城づくりに向けた諸方策の在り方（提言）

《新たな県総合計画策定における基本的な考え方》

１　県民が共感し、誰もが幸せを実感できる計画

県の総合計画は、県の将来ビジョンを示し、県民が自分たちの未来を切り拓いていくための指針となるものである。

これまでの取組の成果を基盤としながら、県民が共感し、県民誰もが幸せを実感できるような施策を盛り込んだ計画にしていく必要がある。

２　人口減少下における戦略的な施策展開

日本の人口は減少局面を迎えている。国や各自治体ではこれまで様々な人口減少対策を実施してきたが、本質的な緩和策になっているとはいえない。

私たちは、当面、人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、そのような状況下でも持続可能で活力ある社会を作っていかなければならない。

そこで、次期計画においては、人口減少の進行を少しでも緩和させるための取組に加え、人口減少社会にあっても、様々な創意工夫により社会が機能し、県民が安心して暮らしていける適応策についても考慮した、戦略的な施策展開をしていく必要がある。

３　地域の特性を活かした発展

県全体を俯瞰してみると、県南・県西地域は TX 沿線地域の発展や工業団地への企業の立地、圏央道の整備などにより、一部の地域で人口の増加も見られるが、県北6市町では人口減少・高齢化の進行が著しいことから、県北地域の活性化に向けた取組を一層加速させる必要がある。

現計画に掲げられている「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現には、県民が県内どこに住んでいても、それを享受できることが重要である。そのためにも、各地域の現状を把握し、地域の特性を活かした発展に向けて取り組んでいく必要がある。

４　多様性を尊重し、県民誰もが安心して暮らせる社会の実現

県ではこれまで、優秀な外国人材の確保・育成に力を入れてきており、県内に住む外国人の数も年々増加している。

一方で、文化や習慣の違いによる誤解や摩擦が生じるなど、外国人を取り巻く様々な課題も出てきており、それに対応していく必要がある。

今後ますます外国人の受入れ増加が想定される中、外国人との共生に向けては、私たち日本人が多様性を尊重するとともに、相互理解を深め、信頼関係を築いていけるよう、お互いが安心して暮らせる仕組みづくりを進めていく必要がある。

《重点的に取り組むべき事項》

Ⅰ　計画策定全般に関する事項

＜進むべき方向性を明確にした計画の策定＞

○　次期総合計画の策定に当たっては、強みと弱みを分析し、弱い部分は改善し、強い部分は伸ばすという視点のもと、県が目指すべき方向性を明確に示す必要がある。

＜計画の構造的改善＞

○　次期計画の策定に当たっては、現計画の４つのチャレンジの定義を改めて確認するとともに、政策、施策、取組、指標に一貫性を持たせる必要がある。

　また、指標については、選定理由や数値目標の根拠についてよく整理した上で設定する必要がある。

＜分かりやすく、効果的な数値目標の設定＞

○　数値目標については、現状と課題の分析や社会情勢等を踏まえ、しっかりとしたＫＰＩを設け、県民が分かりやすく、効果的な指標を設定する必要がある。

　特に、現計画で目標が達成できていない指標については、その要因を明らかにした上で、適切な目標設定を行い、施策を推進していく必要がある。

＜いばらき幸福度指標の認知度向上＞

○　いばらき幸福度指標は、抽象的な概念である「幸福」を見える化し、県の政策に活かしていくという取組であり、画期的なものである。こうした取組が全国で展開されるよう、他県にも積極的に情報発信するとともに、県民の認知度向上にも取り組む必要がある。

＜多様性社会の実現に向けた幅広い意見聴取＞

○　多様性社会の実現に向けては、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく活躍していくために必要な環境を整えていく必要がある。そこで、次期計画の策定に当たっては、様々な立場の県民から幅広く意見を聴取し、計画に反映していく必要がある。

＜計画の効果的な周知＞

○　県政の方向性を県民と共有し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて共に挑戦していくためには、県民が総合計画の内容をしっかりと理解し、自分ごととして捉えてもらう必要がある。そこで、総合計画を分かりやすく簡単に説明した冊子等を配布するなど、周知方法を工夫する必要がある。

Ⅱ　「挑戦する県庁」への変革

1　挑戦できる体制づくり

＜デジタル化社会にも求められる県職員の接遇の重要性＞

○　デジタル化が進展する中であっても、県民本位の行政サービスを提供するにあたり、職員のマナーの遵守や服務規律の徹底は重要であり、県民サービスの向上や業務の円滑な遂行のため、職員研修の充実等を通じて職員の接遇を向上させる必要がある。

＜インターンシップ参加者の意見を踏まえた人材確保策の検討＞

○　人口減少等に伴い、県職員採用試験の受験者数も減少傾向にある中で、県行政に高い関心を持つインターンシップ参加者の意見を県職員採用に向けた取組に結び付けることなどにより、県職員採用試験の受験者数の増加につなげるなど、意欲ある人材の確保に向けた取組を強化する必要がある。

＜県職員の処遇改善＞

○　人口減少下で人材の確保が課題となってきているが、県としては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、県職員がやりがいを持って職務に邁進できるよう、職員の処遇改善を進めていく必要がある。

＜長期的な視野に立った教員採用＞

○　教員の多忙化などを要因として、教員志願者の確保が全国的な課題となっている。
　教員採用試験の改革により優秀な教員の採用に努めるとともに、今後の人口動態を見据え、平準化を図りながら計画的な教員採用を行っていく必要がある。

＜県庁全体でのＤＸ推進＞

○　ＤＸを県庁全体で推進していくため、次期総合計画ではＤＸ推進に向けた方向性を示し、職員が共通認識を持って取り組んでいく必要がある。
　また、「オンラインで全ての手続きができる自治体数」の増加に向けた具体的な進め方についても、計画で示していく必要がある。

＜生成ＡＩの効果的な活用＞

○　生成ＡＩの導入は、職員の日常業務における情報収集や文章作成などの業務の効率化に大きな変革を与えている。
　生成ＡＩは業務支援のための道具であり、その使い方や、人と人とのコミュニケーションの重要性を再認識しながら効果的な活用を図るとともに、その活用方法を職員不足に悩む市町村にも横展開し、業務改善などに役立てていく必要がある。

＜行政手続のキャッシュレス化の推進＞

○　各種手数料等のキャッシュレス決済の導入が進んできたが、まだ実現に至っていない手続もある。
　県民サービスの向上や業務の効率化を図るため、引き続き行政手続のキャッシュレス化に向け、取組を進める必要がある。

＜働き方改革の更なる推進＞

○　県民サービス向上のためには、職員が心身ともに健康で、意欲を持って仕事ができる環境の整備が重要であり、働き方改革を推進していくことに加え、非管理職・管理職を問わず、全ての職員について、長時間労働による健康被害を未然に防止するための方策などに取り組む必要がある。

○　働きやすい職場環境は、職員の心理的安全性の確保や離職防止にもつながる。職員の意見も取り入れながら、更なる勤務環境の改善等を図る必要がある。

＜男性職員の育児参加促進のための環境づくり＞

○　職員の仕事と子育ての両立を図るためには、女性に偏りがちな育児について男性職員の参加促進を図る必要があり、そのためには、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりにより一層取り組む必要がある。

○　男性の育児参加の促進に向け、配偶者の妊娠や出産・育児に係る男性職員の休暇制度の周知や、休暇を取得しやすい組織風土を確立していく必要がある。

＜市町村との連携強化＞

○　市町村と県とは、対等・協力の関係のもと、前者は基礎自治体として、後者は広域自治体として、それぞれの役割を果たしている。

　多様化・複雑化する行政課題の解決を図るため、市町村との適切な役割分担を踏まえながら、更に連携を強化していく必要がある。

２　未来志向の財政運営

＜ＥＢＰＭの推進＞

○ 限られた財源の中で、県民サービスの向上を図り、本県をさらに飛躍させるためには、政策形成から実行プロセス全体を見える化し、より効果的で実効性のある政策に予算を投入する、選択と集中が求められる。

　そこで、地域の課題をデータから把握し、その解決策を考え、政策を実行し、そして成果を評価する、EBPMに基づく政策立案を推進していく必要がある。

＜長期的視点に立った財政運営＞

○　人口減少社会においても県の財政を持続可能なものにしていくため、県総合計画の将来展望時期としている2050年頃を見据え、社会構造の変化を捉えつつ、長期的な視点に立った財政運営を行っていく必要がある。

＜市町村連携等による県税収入の確保＞

○　税の公平・公正性を確保するため、滞納の未然防止のための納期内納付の推進や滞納整理を通じて、県税の徴収率の向上を図り、県税収入の確保に努める必要がある。

　また、市町村との連携を図りながら、効果的な滞納整理を行っていく必要がある。

＜効率的かつ安全な基金運用＞

○　今後の経済動向により金利の変動が予想される中、運用益の確保に向けては運用機会を逸しないように努めるとともに、基金の財源は税金であることを念頭に、安全性を確保した資金運用を進める必要がある。

Ⅲ　新しい豊かさ

１　産業政策全般

＜地域特性を活かした産業政策＞

○　次期総合計画においては、各地域の地域特性に応じた県土発展の姿を示す必要がある。

　産業振興においては、本県の地理的条件や社会経済の結びつきなどを踏まえ、どの地域も同じような成長や発展を目指すのではなく、県民が希望を持てるよう、市町村の意向なども勘案しながら実施していく必要がある。

２　成長分野の企業誘致と産業人材の確保

＜若者が求める企業の誘致＞

○　県では、地域経済の発展と若者が望む質の高い雇用の創出に向け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県外企業立地件数は８年連続全国第１位になるなど、実績を上げているところである。

　誘致企業と若者が希望する職種とが合致するよう、引き続き、様々な分野の雇用を生み出す成長産業や本社機能など、戦略的な誘致活動を展開する必要がある。

＜男女間賃金格差の解消＞

○　2023年の賃金構造基本統計調査におけるフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差は、本県は全国第46位と低迷している。

　勤続年数の男女差や管理職に占める女性割合、性別役割意識など、賃金格差が大きい要因を分析し、格差改善に向け、企業への働きかけなどを進める必要がある。

＜学校と連携した産業人材の確保＞

○　建設業など地場産業の人材確保が課題となる中、小中学校などの早い段階から地場産業の仕事を知り、興味を持ってもらえるような機会を創出すべきである。そのためにも、教育機関と連携したキャリア教育を推進し、長期的な人材の確保・育成を図る必要がある。

＜効果的な就職支援の在り方＞

○　生産年齢人口の減少が続く中、人口減少・超高齢社会を支える若者への雇用対策は重要である。就職支援の在り方は時代に応じて適宜見直しを図るべきであり、学生、企業双方のニーズを踏まえ、効果的な支援を行っていく必要がある。

＜ものづくりマイスターを活用したものづくり人材の確保＞

○　熟練技能者の高齢化や若年層のものづくり離れにより、産業を支えている高度な技能の維持・継承が危惧されている。

　人材の確保に向けては、ものづくりの仕事について広く知ってもらい、興味関心を持つ人を増やすことが必要である。そこで、例えばものづくりマイスターの仕事を紹介する動画等を作成し、学校等で見てもらうなど、人材確保に向けた啓発活動

も進める必要がある。

＜選ばれる企業になるための支援＞
○　生産年齢人口の減少が続く中、リクルートワークス研究所が2023年に発表した「未来予測2040」では、2040年に1,100万人の労働供給が不足するとされている。人材の確保に向けた地域間競争を勝ち抜くためにも、本県の企業が選ばれる企業となるよう、様々な角度から戦略的に支援を行っていく必要がある。

＜県支援ビジネスの成果の展開＞
○　新産業の創出・育成は、県全体の稼ぐ力をつくり出すために重要である。県では、新製品等の開発や新ビジネスの創出を支援しており、当該件数は順調に伸びてきているが、それらの成果を県内の中小製造業に広く波及させるとともに、県の有力な産業に育つよう、支援していく必要がある。
　また、取組による波及効果が測れるような指標や政策を設定する必要がある。

＜既存のものづくり企業への支援＞
○　本県には国の研究機関が多数立地し、最先端科学技術が集積している。こうした本県の強みを活かし、新産業の創出に向けた取組を進める必要がある。
　一方で、本県は国内有数の「ものづくり県」であり、地域社会に密着して地域経済を支える大きな役割を果たしているものづくり企業が多いことから、そうした既存の企業に対する支援にも力を入れる必要がある。

3　農林水産業の成長産業化と担い手づくり

＜儲かる農業の更なる取組推進＞
○　「儲かる農業」の実現には、品質向上や生産拡大、農地の集積・集約化などの構造改革を進めることと併せて、生産コストの削減が重要である。コスト削減に有効な資材の導入や、農業生産資材の価格高騰に対する効果的な支援策を講じていく必要がある。

＜農地の集積・集約化の加速化＞
○　農業者の減少が急速に進むことが見込まれる中、農業を産業として持続・発展させていくためには、生産規模を拡大して競争力を高めていくことが求められる。その一つとして、意欲ある担い手への農地の集積・集約化をさらに加速させ、効率的な農業経営を進めていく必要がある。

＜気候変動リスクへの対応＞
○　近年の高温や豪雨等により、品質や生産量の低下等が発生している。儲かる農業の実現に向けては、災害や気候変動に強い持続的な生産が重要であることから、気候変動リスクに対応した農業への転換を行っていくことが必要である。
　そこで、農業の気候レジリエンス向上を図るという観点を取り入れ、施策を展開していく必要がある。

＜農業後継者の育成＞

○　茨城県は全国有数の農業県であり、本県農業を持続可能なものとしていくためにも、農業後継者の育成は県としての責務であるといえる。本県農業の未来に向け、農業後継者の育成に対する県の方向性をしっかりと定め、取り組む必要がある。

○　農業大学校をはじめ、農業専門の学校が複数存在することは本県農業の強みである。各学校の入学者数は減少傾向にあることから、その要因を分析し、対策を講じるとともに、各学校の特色を活かしながら、学生の確保や教育・研修内容の充実強化、就農支援等に取り組んでいく必要がある。

４　インバウンドの取込み

＜成長産業としてのインバウンドの取込み＞

○　観光庁の年次報告書によれば、2024年の訪日外国人旅行消費額は８兆1,257億円となり、観光が主力産業の一つとなる時代になった。本県の観光業を成長産業としていくため、インバウンドの取込みについて県と観光事業者等が一丸となって取り組み、観光消費額を伸ばしていく必要がある。

○　インバウンドは滞在期間が長く、旅行消費額も大きいという特徴がある。中でも、宿泊費は旅行消費額の約３分の１を占めることから、本県の観光消費額を伸ばすためには、本県を宿泊地とするインバウンドを増やすことが必要である。

＜新たなビジット茨城の取組推進＞

○　本県に新たな観光需要を呼び込むためには、観光客から「選ばれる地域」となるよう、地域資源の発掘と磨き上げによる魅力の再構築や差別化が必要である。そして、インフルエンサーによるＰＲや生成ＡＩを使ったＤＸ化など、観光客のニーズに合った新たな手法も取り入れながら、戦略的に誘客を進めていく必要がある。

＜インバウンドの取込みと人的交流の深化＞

○　茨城空港の国際定期路線の維持及び更なる拡充に向けては、インバウンド需要の取込みに加え、就航地の大学等との学術交流を深めるなど幅広い世代や分野での交流促進を図り、世界情勢や流行等に左右されない安定的な関係を築いていくことが必要である。

＜外国クルーズ船を生かした観光振興＞

○　外国クルーズ船の寄港は、乗客への地域のＰＲ効果や周辺観光地での購買行動など、観光産業の活性化が期待される。更なる観光消費額の拡大に向け、船会社や旅行会社に対し、本県での滞在時間の延長や効果的な滞在プランの提案を行っていく必要がある。

＜ビジネスジェットの受入促進＞

○　2023年10月に、茨城空港における民間機の着陸ルールの弾力的な運用が開始され、ビジネスジェットの受入れが可能となった。これを契機に、富裕層向けの観光ツアーの造成等による新たな需要の取込みやビジネスジェットの受入れ環境の強化を

図る必要がある。

＜安心安全な観光地づくり＞

○　インバウンドの増加は、経済効果が見込まれる一方で、ゴミの量の増加や交通渋滞といったオーバーツーリズム（観光公害）の発生も懸念される。持続可能な観光地域づくりを推進するため、県民の生活へ悪影響が及ばないよう、オーバーツーリズムへの対応が必要である。

Ⅳ　新しい安心安全

1　医師確保や医療提供体制の整備

＜移住促進と医師確保対策＞

○　本県で働く医師を確保するためには、県外からの医師派遣にとどまらず、一定の経験を積んだ医師に本県へ移住してもらうことも方策の一つと考えられる。医師が本県で働くことに魅力を感じられるような施策を講じるなど、医師確保に向けた新たな取組を検討していく必要がある。

＜医師確保が特に必要な地域や診療科への取組推進＞

○　医師不足の地域や医師の少ない診療科については、安定的な医療提供体制の整備に向け、特に医師確保に力を入れる必要がある。引き続き、寄附講座の活用を図るとともに、県立高校医学コースの更なる充実なども検討する必要がある。

＜県立病院の医師・看護師の資質向上＞

○　医師や看護師の教育・研修機会を充実させることは、地域における医療の質を向上させるとともに、医療人材の確保にも資するものである。

　これを実現するためには、医師や看護師の働き方改革をさらに進め、研修や臨床研究に取り組める環境を整備する必要がある。

＜救急医療体制の充実＞

○　高齢化の進展などにより救急搬送件数が全国的に増加しており、また、搬送時間も伸びている。迅速に適切な処置を行い、一人でも多くの命を救うため、救急医療体制の充実に向けた取組を進める必要がある。

＜地域の救急医療等を担う民間病院への支援＞

○　救急医療体制については、初期、二次、三次救急医療機関による医療体制を総合的・体系的に整備しているが、本県の救急医療体制が成り立っているのは多くの民間病院の尽力があるからである。安定した地域医療提供体制の整備を進めるためにも、民間病院の経営支援について力を入れて取り組んでいく必要がある。

＜県立病院の経営改善＞

○　近年の物価高や人件費の増加の影響等により県立病院の経営は厳しい状況にあるものの、県財政への負担軽減に向けた収益性向上などの経営改善を行っていく必要がある。

＜医療法人の経営状況を踏まえた医療施策の推進＞

○　近年の物価高や人件費の増加の影響等もあり、医療法人の経営は苦しい状況にある。地域医療を安定的に提供するため、県は医療法人の経営状況を調査分析し、現状と課題を明らかにした上で、必要な施策を打ち出していく必要がある。

＜医療現場でのＩＣＴ、ＤＸの導入促進＞

○　限られた医療資源の中で、患者の利便性向上や医療従事者の業務負担軽減を図る

ためには、ＩＣＴやデジタル技術を活用した医療の提供が必要である。ＩＣＴやデジタル技術導入に当たっては、実証実験などを取り入れながら、着実に導入を促進する必要がある。

２　地域コミュニティの活性化

（１）地域公共交通

＜地域公共交通の維持・確保＞

○　高齢化の進展とともに、移動手段の確保が必要となる交通弱者の増加も想定される。住民が地域に住み続けるために、地域公共交通の維持・確保は重要である。まちづくり、ひいては人口減少対策として公共交通の在り方を検討し、地域の実情に応じた取組を推進していく必要がある。

＜先進的な公共交通の取組推進＞

○　地域公共交通の維持・確保については、地域の実情に即し、市町村での対応が基本となるが、県としても、広域的な視点から維持・確保に取り組んでいく必要がある。ＤＸや生成ＡＩ等、公共交通事業者の業務効率化に資するデジタル技術も進展していることから、県がそうした技術を主導して導入するなど、地域公共交通の先進県を目指していく必要がある。

（２）新たな地域コミュニティ

＜地域活動に対する支援の更なる充実＞

○　地域課題が複雑・多様化する中、行政のみでは十分に対応できない課題も増大し、これまで以上に「共助」の考え方が重要となっている。共助社会の実現に向け、ＮＰＯ法人をはじめとした地域の活動団体等が活動しやすい環境づくりに向けた支援を更に充実させていく必要がある。

＜地域おこし協力隊と地域とのミスマッチの解消＞

○　地域おこし協力隊の課題として、隊員と市町村のビジョンのミスマッチなどを理由に、隊員の定住につながらないケースがある点が挙げられる。自治体側は採用段階において、地域が求める人材を明確に示すとともに、隊員が地域での生活や将来のビジョンをイメージし、安心して活動できるよう、隊員との意思疎通をしっかりと図る必要がある。

＜地域おこし協力隊の定着率の向上＞

○　地域おこし協力隊の任期満了後の定住率は、令和５年度末までの直近５年間では61.5%となっており、全員が定住するには至っていない。隊員の任期満了後も地域に定住し、地域の活力を持続させるためにも、成功事例の紹介や隊員に寄り添った支援体制の整備等を行っていく必要がある。

（３）安心して暮らせる地域社会づくり

＜身寄りのない高齢者等への支援＞

○　高齢者を中心として単身世帯等の急増が見込まれる中、身元保証や死後の事務処理などに関する相談対応は喫緊の課題である。単身高齢者等が必要とする支援が受けられるような体制整備等について、市町村の取組を支援していく必要がある。

３　健康づくり

＜ＤＸ、生成ＡＩの導入による健康づくりの推進＞

○　本県では、令和６年６月に議員提案条例である「健康寿命日本一を目指す条例」が施行され、健康寿命延伸に向け、県民の健康づくりを積極的に進めていくことが求められている。若い世代から健康づくりに関心を持ってもらうため、ＤＸや生成ＡＩ等を活用し、楽しみながら健康づくりができる斬新な仕掛けづくりを行うなど、新たな取組にも挑戦していく必要がある。

＜複雑化・複合化する支援ニーズへの対応＞

○　これまで県では、地域ケアコーディネーターを置き、ワンストップで様々な相談に対応する茨城型地域包括ケアシステムを推進してきたほか、重層的支援体制の導入を市町村に働きかけてきた。今後は、複雑化・複合化する住民ニーズにきめ細かに対応していくため、関係機関や地域社会がさらに連携・協働した取組を推進していく必要がある。

＜若者への健康教育の推進＞

○　健康の維持に向けては、若い時期からのより良い生活習慣の積み重ねが大切である。本県では生活習慣病による死亡率は依然として高く、こうした生活習慣病の予防には、減塩や野菜摂取を増やすことなどの対策が重要である。

　そこで、本県の健康寿命の延伸に向けて、義務教育終了後の若い世代を中心に、減塩や野菜の摂取量を意識した健康的な食生活の実践を促す取組を進めていく必要がある。

＜シルバーリハビリ体操の更なる推進＞

○　高齢者が元気に暮らし続けられるために、介護予防・重度化防止に対する取組の推進が求められている。シルバーリハビリ体操は、道具を使わず、手軽に介護予防ができる体操として、広く県内全域で実施されているが、今後も指導士の育成や体操の周知を進め、県民の介護予防に努めていく必要がある。

＜市町村の健康づくりの支援＞

○　介護予防や健康づくりの取組は、地域の実情に応じて市町村が中心となって実施しているが、専門職の人員に限りがある中、市町村が事業を効果的に実施できるよう、県は支援を行っていく必要がある。

４　空き家活用の促進

＜空き家活用促進に向けた支援＞

○　本県の住宅総数に占める空き家の割合は、全国平均を上回っている状況にある。

空き家の活用に当たっては、売却・処分に至るまでに相続関係など、整理すべき課題が多くあるが、これらを一元的に相談できる窓口があれば、中古流通市場に供給可能な物件が増加するなど空き家の活用が一層進み、防災、防犯、衛生などの問題が解決されるほか、移住促進にもつながっていくと考える。

県では、空き家対策について市町村に情報提供や助言を行う立場にあることから、他県の事例なども参考にして、市町村に対し、空き家活用促進に向けた更なる支援を進めていく必要がある。

Ⅴ　新しい人財育成

1　学校教育の充実

＜基礎学力の定着促進＞

○　これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、知識や技能、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを高め、確かな学力を育んでいく必要がある。

　子どもたちが知識や技能を自分の身に付いたものとし、実生活で生かしていくためにも、本県児童生徒の学力の傾向を分析し、基礎学力の定着に向けた取組を促進する必要がある。

＜児童生徒の体力づくりの推進＞

○　本県の未来を担う人財を育成するためには、「知・徳・体」のバランスの取れた教育が重要である。

　体力は、人が一生涯にわたって健やかに生きていくための基礎となるものであることから、運動やスポーツ活動を推進するとともに、食育を通じた望ましい食習慣の定着を図ることにより、体力づくりを推進する必要がある。

＜金融教育の充実＞

○　金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解することを通じて自身の生き方や価値観を磨き、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に判断・行動できる態度を養う教育であり、次の時代を担う若者にとって重要なものである。

　そこで、学校教育の各段階において、金融教育の重要性を認識し、力を入れて取り組んでいく必要がある。

＜理数教育の更なる推進＞

○　現代の急速な技術革新とグローバル化が進展する中、理数系の知識を前提とした職業の需要はますます高まっている。

　理数系のスキルを高めることは、将来の職業選択の幅を広げる可能性を増やすことにもつながることから、学校教育においては、理数教育に更に力を入れて取り組んでいく必要がある。

＜主権者教育の推進＞

○　主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成していくものであり、地域の将来を担う子どもたちが、民主主義や地方自治について理解し、主体的に行動していくために極めて重要である。

　そこで、学校教育においても、小中高の各段階において主権者教育に力を入れて取り組んでいく必要がある。特に、成年年齢を迎え、有権者となる高校3年生への取組を強化する必要がある。

＜地域産業を支える人材の育成＞

○　人口減少に伴い、県内の各業界において人手不足が課題となっている。外国人材の活用も一つの方策であるが、地域で生まれ育った日本人にも地域の産業を支えてもらうことも重要である。教育現場においては、地域の産業を知る機会の創出や地

元企業への就職支援等、地域の未来を支える人材の育成に取り組んでいく必要がある。

＜教員の資質向上＞

○　児童生徒の健やかな育成や質の高い教育の実践のためには、教員一人一人が、様々な経験を通して人間的魅力を高め、教育に対する哲学を持つことが重要と考える。

豊かな心を持った人財の育成に向け、多様な経験を有する教員の採用や、採用後の研修等を通じ、教員の資質向上を図る必要がある。

＜教員の不祥事の根絶＞

○　教員の不祥事が後を絶たない状況にある。たとえ一部の教員の問題であっても、教員全体に対する信頼を揺るがす要因となっているとともに、児童生徒への影響も大きい。

そこで、教員の不祥事の根絶に向け、服務規律の遵守や発生・再発防止に向けた指導などを徹底していく必要がある。

＜学校長のリーダーシップの発揮＞

○　学校や児童生徒を良い方向に変えていくには、学校長のリーダーシップや質の向上が重要である。

学校長が腰を据えて学校改革に取り組めるよう、一校あたりの配置年数を見直すなど、適切な学校運営の在り方を検討する必要がある。

＜増加する外国人児童生徒への対応＞

○　県内で暮らす外国人の増加が見込まれる中、外国人児童生徒への日本語支援等の対応が求められている。

外国人児童生徒が言葉や生活習慣を身に付けるための教育体制を充実させ、地域社会とも連携しながら、安心して本県で生活していくための支援を進めていく必要がある。

２　少子化対策

＜県民の多様な生き方や地域の自立性を尊重した人口推計を基にした計画策定＞

○　人口政策は、県民の生き方に大きな影響を与えるものである。

人口減少下において、未来を拓く新たな茨城づくりを進めるためにも、多様な県民の生き方を尊重するとともに、地域の自主性を重んじるような政策的配慮も含めて、人口推計を基にした総合計画を策定していく必要がある。

＜家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえるための支援＞

○　新しい生命の誕生は、健全で活力ある社会を発展させていく根幹をなすものであり、出生率の向上は、社会全体の最も重要な課題の一つとして、取り組んでいく必要がある。

そこで、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現に向けて、結婚支援については市町村との連携・協力を密にしながら推進するとともに、少子化対策については、数

値目標を設定し、その効果を検証しながら着実に取り組むなど、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえるための支援をさらに強化していく必要がある。

＜県独自の子育て支援＞

○　本県の待機児童数は年々減少しているが、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現に向けては、就労を問わず子どもを預かる県独自の制度など、県民のニーズに応じた支援策を検討していく必要がある。

＜子どもの権利擁護の推進＞

○　子どもの最善の利益を優先するため、その意見を尊重し、権利擁護を図る取組は大変重要である。子どもが権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの悩みや不安、主張等を聞き取り、代弁し、子どもの声が政策に反映される仕組みを構築していく必要がある。

３　外国人材の活躍促進

＜全ての県民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重される社会の実現＞

○　在住外国人が増加する中、在住外国人が個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる社会を推進していくことが求められる。

　外国人から選ばれる茨城となるためにも、関係機関が連携し、不当な差別のない社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

＜外国人労働者の定着促進＞

○　本県の外国人労働者数は年々増加している。本県の経済成長を持続させていくためにも、外国人労働者が本県に定着することが重要である。

　そのためにも、外国人材の就労環境の整備に加え、「茨城なら安心して暮らせる」と思っていただくための魅力発信や生活環境の充実に取り組んでいく必要がある。

＜外国人ドライバーの安全対策＞

○　日本の運転免許証を保有する外国人の数は増加しており、その多くは外国免許切替によるものであるが、交通事故に占める外国人の割合も年々増加しており、外国人への交通安全対策が求められている。

　本年 10 月から外国免許切替の手続きが厳格化されており、外国人との共生に向け、交通ルールの更なる理解促進を図る必要がある。

Ⅵ　新しい夢・希望

１　県産品の輸出促進

＜生産者の所得向上に資する輸出戦略＞

○　人口減少に伴い国内市場の規模が縮小する中、本県農林水産業の持続的な発展のためには農林水産物や加工食品の海外販路拡大が重要である。

　輸出に当たっては、相手国のニーズを踏まえた上で、生産量の拡大や輸出に向けた認証取得、販路開拓などに取り組む必要があり、多方面での支援が求められる。そして、最終的には生産者の所得向上に資するよう、生産者の経営状況についても把握しながら、儲かる農業の実現に取り組んでいく必要がある。

＜工業製品の輸出促進＞

○　人口減少が進行する中、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことは、本県経済にとって重要な取組であるといえる。しかしながら、海外展開はハードルが高いと考え、取り組めずにいる企業も多い。

　県は、工業製品の輸出促進にあたっては、輸出に意欲ある中小企業を積極的に掘り起こすとともに、企業の考えや課題を丁寧にくみ取りながら、必要な支援を行っていく必要がある。

２　若者の呼び込み

＜若者の県内就職に向けた効果的な支援＞

○　本県では多くの若者が県外に流出している状況にあり、本県の経済成長を持続していくためにも、若者の県内就職の促進が求められる。

　そのためにも、若者が働きたいと思う企業がどのようなものなのかをしっかりと分析し、ニーズを把握した上で、学生への就職情報の発信やマッチング、企業への支援等を行っていく必要がある。

＜若者が求める企業の誘致＞　【再掲】

○　県では、地域経済の発展と若者が望む質の高い雇用の創出に向け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県外企業立地件数は８年連続全国第１位になるなど、実績を上げているところである。

　誘致企業と若者が希望する職種とが合致するよう、引き続き、様々な分野の雇用を生み出す成長産業や本社機能など、戦略的な誘致活動を展開する必要がある。

＜東京圏からの人材確保＞

○　東京への人口の一極集中により、地方では、担い手不足や、多才なキャリアを持つ人材の獲得が難しいなどの課題がある。

　この点、本県は東京圏から近いという地理的優位性があることから、地域経済の活性化に向け、東京圏の求職者への働きかけを強化するなど、人材還流を更に促進する必要がある。

３　ＤＸの推進

＜社会課題の解決に向けたデジタル技術の活用＞

○　県内には、慢性的な道路交通渋滞が発生している地域がある。その緩和策として、渋滞情報や迂回ルートを見える化するといった取組が考えられる。

　社会全体のデジタル化は、県民生活を便利にし、暮らしを支える基盤となるものである。人口減少に伴う社会課題の解決に向け、今後さらにデジタル化の取組を推進する必要がある。

＜行政手続のオンライン化の推進＞

○　行政手続のオンライン化には、業務の効率化や利用者の利便性向上が期待されている。しかしながら、市町村におけるオンライン化は、手続の件数が多いことや、推進体制の構築・仕様の検討など段階ごとに課題があることから、あまり進んでいない状況にある。

　そこで、県で行ったＤＸプロジェクトの実証実験等で得られた知見を市町村にも共有するなどし、県が先頭に立って市町村の行政手続のオンライン化を推進する必要がある。

＜自治体システム標準化に向けた財政措置＞

○　人口減少社会において、住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指すため、2021 年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、全国の自治体は、標準化の対象となる事務について、原則として 2025 年度までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされた。

　しかし、移行後の運用経費が当初の想定を上回る見込みとされ、特に小規模自治体では負担が大きい。そこで、自治体が安定的にシステムを運用していけるよう、運用経費に関する財政措置を国に要望していく必要がある。

４　地域への愛着の醸成、住宅確保への支援

＜全ての県民に愛着を持ってもらえる行政運営＞

○　地域への愛着という概念には、住民であることの誇りや人とのつながりを大切に思う気持ちなどが含まれているとされ、地域への愛着の有無は、自治会活動や防災といった地域活動への参加やまちづくり活動などにも影響があるとされている。

　人口減少時代において、地域の様々な課題を乗り越えていくためには、地域を愛し、誇りに思う人づくりを進めていくことが重要である。

　そのためにも、県民の愛着度が低い要因を分析し、県民に対し本県の魅力が十分に伝わるような行政運営を行っていく必要がある。

＜誰もが安心して暮らせるための住宅支援＞

○　住宅は、人が生活していくための基盤となるものであるが、高齢や身寄りのないことを理由に入居を拒否される事例なども生じている。今後高齢化・単独世帯化が更に進む中、県民誰もが住まいを確保できるよう、県営住宅の在り方や機能についても、時代に即して変化させていく必要がある。

おわりに

本委員会は、令和７年５月の第１回から最終提言に至るまで、８か月という短い期間で集中的に審議を行った。

人口減少が進行し、人手不足や地域社会の衰退が各方面で顕在化しつつある中、本委員会は、執行部から新たな総合計画の案が示されることに先んじて、県民の代表として多様な意見を集約し、計画策定に当たってのメルクマールを示すため、人口減少対策として特に重要と考える事項を「重点項目」に設定し、議論を重ねてきた。

執行部からは、各調査項目に沿って、県の現状・課題や今後の対応等について資料の提出や詳細な説明がなされ、有意義な委員会審議を尽くすことができた。ここに感謝申し上げる。

また、多事多忙の中、本委員会に御出席いただいた有識者の皆様からは、審議に資する貴重な御意見をいただいたほか、現地調査を実施した栃木県議会及び交通未来都市うつのみやオープンスクエアの皆様からは種々御協力をいただき、厚く御礼を申し上げる次第である。

委員各位の真剣な取組により、今般、最終提言を取りまとめることができ、本委員会は所期の目的を達成したものと確信するが、同時に、これから取り組むべき課題の大きさを改めて強く認識したところである。

二元代表制の一翼を担う議会としては、今後も政策立案機能を遺憾なく発揮するとともに、執行部と議会が「車の両輪」として県民の期待と信頼に応え、県勢の発展に向けて尽力していかなければならない。

執行部におかれては、本委員会の提言を真摯に受け止め、県民が夢と希望を持ち、幸せを実感できるような計画の策定を進めることを切に望むとともに、多くの県民の期待を背負い三期目となった大井川知事を筆頭に、更なる挑戦に取り組まれることを期待するところである。

結びに、新たな県総合計画により、県政の方向性を県民と共有し、県民と一丸となって人口減少時代を力強く乗り越え、未来を切り拓いていくことを改めて決意し、本委員会の最終提言とする。

参　考　資　料

○　調査に当たった委員　…… ２５

○　活動経過　…… ２６

調査に当たった委員　（令和７年３月 24 日～）

委員長	半村　登
副委員長	飯田智男
委員	海野　透
委員	伊沢勝徳
委員	村上典男
委員	川口政弥
委員	豊田　茂
委員	小松﨑敏紀
委員	瀬谷幸伸
委員	村本修司
委員	齋藤英彰
委員	玉造順一
委員	中山一生
委員	長田麻美
委員	秋　嘉一

活動経過

回	開催日	審議事項等
1	令和７年 ５月 14 日（水）	○　調査方針及び調査活動計画の決定 ○　「挑戦する県庁」への変革 【有識者意見聴取】 「行財政運営の高度化に向けて」 関東学院大学法学部 客員教授　廣川（ひろかわ）　聡美（さとみ）　氏 【執行部説明聴取】 ・挑戦できる体制づくり ・未来志向の財政運営
2	５月 28 日（水）	○　新しい豊かさ 【有識者意見聴取】 「生産者で終わらない、経営者としての農業」 アグベル株式会社 代表取締役　丸山（まるやま）　桂佑（けいすけ）　氏 「茨城県×観光　いま起きていること、これから起きること」 トラベルボイス株式会社 代表取締役社長　鶴本（つるもと）　浩司（こうじ）　氏 【執行部説明聴取】 ・成長分野の企業誘致と産業人材の確保 ・農林水産業の成長産業化と担い手づくり ・インバウンドの取込み
3	６月 13 日（金） ＜定例会中＞	○　新しい安心安全① 【有識者意見聴取】 「茨城県の地域医療の現状と課題」 筑波大学附属病院 病院長　平松（ひらまつ）　祐司（ゆうじ）　氏 【執行部説明聴取】 ・医師確保や医療提供体制の整備
4	７月２日（水）	○　新しい安心安全② 【有識者意見聴取】 「茨城県における生活習慣病予防の現状と論点」

回	開催日	審議事項等
		順天堂大学大学院医学研究科公衆衛生学 教授　山岸（やまぎし）　良匡（かずまさ）　氏 「地域コミュニティが掘り起こすひとりひとりの可能性」 特定非営利活動法人ソワンアンドソワレ 理事長　中島（なかじま）　沙都美（さとみ）　氏 【執行部説明聴取】 ・地域コミュニティの活性化 ・健康づくり
5	7月30日（水）	○　新しい人財育成 【有識者意見聴取】 「これからの社会を生きるために必要な力を養うには」 独立行政法人教職員支援機構 理事長　荒瀬（あらせ）　克己（かつみ）　氏 「茨城県における外国人材の採用に関する現状と課題」 関彰商事株式会社 執行役員ﾋﾞｼﾞﾈｽﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ部部長兼海外事業統括副部長 坪山（つぼやま）　則夫（のりお）　氏 ﾋﾞｼﾞﾈｽﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ部海外事業統括事業推進課 課長　荒木（あらき）　清俊（きよとし）　氏 ﾋﾞｼﾞﾈｽﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ部海外事業統括事業推進課 サンテ　タク　氏 ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ部 R&D センター カーティケヤ　シン　氏 【執行部説明聴取】 ・学校教育の充実 ・少子化対策 ・外国人材の活躍促進
6	8月27日（水）	○　新しい夢・希望 【有識者意見聴取】 「地域から価値をつくる新しいまちづくり～関係人口からコミュニティデザインまで～」 株式会社 Coelacanth 代表取締役　佐藤（さとう）　穂奈美（ほなみ）　氏

回	開催日	審議事項等
		「i-Construction2.0　～建設現場のオートメーション化に向けて～」 国土交通省大臣官房参事官（イノベーション） 信太（のぶた）　啓貴（ひろたか）　氏 【執行部意見聴取】 ・政策・施策の進捗状況（2024 年度分） ・県産品の輸出促進 ・若者の呼び込み ・ＤＸの推進
現地調査	9 月 8 日（月）	○　「次期プラン検討会」、「フードバレーとちぎ推進協議会」の取組 ・栃木県議会 ○　宇都宮ＬＲＴの概要 ・交通未来都市うつのみやオープンスクエア ・宇都宮ＬＲＴ（宇都宮駅東口～平石停留所）
7	9 月 25 日（木）	○　提言集約に向けた論点整理 ○　調査報告（中間提言）案の検討
8	10 月 22 日（水） ＜定例会中＞	○　調査報告（中間提言）の決定
	10 月 24 日（金）	○　第３回定例会　本会議調査報告（中間提言）
9	11 月 19 日（水）	○　新たな県総合計画案の検討状況 ○　調査報告（最終提言）案の検討
10	12 月 11 日（木） ＜定例会中＞	○　調査報告（最終提言）の決定
	12 月 15 日（月）	○　第４回定例会　本会議調査報告（最終提言）

＜最終提言以降の予定＞

11	令和８年３月 予定＜１定中＞	○　県総合計画案の対応状況 ○　調査結果報告（調査の経過及び結果）の決定